

収 入  
印 紙

# 工 事 請 負 契 約 書

注 文 者..... (以下「甲」という。)

請 負 者..... (以下「乙」という。)  
この契約書により工事請負契約を締結する。

工 事 名.....

4. 工 期 着 手 令和.....年.....月.....日

完 成 令和.....年.....月.....日

5. 請 負 代 金 額 金.....

6. 支 払 方 法 甲は請負代金を次のように乙に支払う  
この契約成立時着手金 金.....

完 成 引 渡 5 日 以 内 金.....

7. 支 払 口 座  
広島銀行 曙支店 普通預金 口座番号 1 7 1 5 9 7 6  
もみじ銀行 広島光町支店 普通預金 口座番号 3 0 1 8 1 7 7  
有限会社 建 匠 テ ッ ク 代表取締役 西 山 晃

この契約の証として本書2通を作成し、当事者が記名押印のうえ各1通を保有する。

.....令和.....年.....月.....日

甲 (注文者) 住 所.....

氏 名..... ㊟

乙 (請負者) 住 所.....

氏 名..... ㊟

丙 (保証人) 住 所.....

氏 名..... ㊟

## 第 1 条 (第三者の損害)

- 施工のため、第三者の生命、身体に災害を及ぼし、財産などに損害を与えたとき又は第三者との間に紛議を生じたとき、乙はその処理解決に当たる。ただし甲の責に帰する事由によるときはこの限りでない。
- 前項に要した費用は乙の負担として工期は延長しない。ただし甲の責に帰する事由によって生じたときは、その費用は甲の負担とし必要によって乙は工期の延長を求めることができる。

## 第 2 条 (危険負担)

天災地変、風水火災、その他甲乙いずれにもその責を帰することのできない事由などの不可抗力によって、工事の既済部分又は工事現場に搬入した工事材料について損害を生じたとき、その損害は乙の負担とする。

## 第 3 条 (完成、検査、引渡)

- 乙は工事が完成したとき、丁（丁をおかない場合は甲。以下同じ。）に検査を求め、丁は遅滞なくこれに応じて、乙の立会のもとに検査を行う。
- 検査に合格したとき、甲は検査済証を乙に渡す。乙は引渡期日までに契約の目的物を甲に引渡し、同時に甲は乙に受領書を渡す。
- 検査に合格しないときは、乙は工期内又は丁の指定する期間内にこれを補修又は改造して丁の検査を受ける。
- 完成引渡までに乙は丁の指示にしたがって仮設物の取り扱いその他跡片付けなどの処置を行う。

## 第 4 条 (請求、支払)

- 契約書の定めるところにより乙が部分払の支払を求めるときは、丁の承認を得て、請求書を支払日5日前に甲に提出する。
- 工事完成後、検査に合格したとき、乙は甲 に請負代金の支払を求め、甲は契約の目的物の引渡を受けると同時に、乙に請負代金の支払を完了する。

## 第 5 条 (工事の変更)

- 甲は必要によって工事を追加もしくは変更し、又は工事を一時中止することができる。
- 前項のとき請負代金額又は工期を変更する必要があるときは甲、乙協議して定める。

## 第 6 条 (工期の変更)

不可抗力によるか、又は正当な理由があるときは、乙はすみやかにその事由を示して、甲に工期の延長を求めることができる。このとき工期の延長日数は甲、乙、丁協議して定める。

## 第 7 条 (請負代金の変更)

- 次の各号の一にあたる時、当事者は請負代金の変更を求めることができる。
- ① 工期内に予期することのできない法令の制定・改廃、経済事情の激変などによって、請負代金が明らかに不相当であると認められるとき。
  - ② 工期が長期（期間は当事者協議して定める）にわたる契約で、法令の制定・改廃、物価・賃金などの変動によって、この契約を結んだ時から1年を経過したのちの工事部分に対する請負代金相当額が不相当であると認められるとき。
  - ③ 一時中止した工事又は災害をうけた工事を続行する場合、請負代金が明らかに不相当と認められるとき。
  - ④ 水道、電気、ガスに関する事業主体の直轄工事に関して、これらの事業費の増減があり、請負代金が明らかに不相当であると認められるとき。
- 請負代金を変更するときは、工事の減少部分については工事費内訳明細書により、増加部分については時価によって甲乙協議のうえその金額を定める。

## 第 8 条 (履行遅滞、違約金)

- 乙が契約の期間内に、工事の完成引渡しができないで遅滞にあるとき、甲は契約書の定めるところにより遅滞日数一日について請負代金の一万分の四以内の違約金を請求することができる。
- 引渡期日に請負代金の支払を求めても甲がその支払を遅滞しているとき、乙は契約書の定めるところにより請負代金から前払金額で既に受領した金額を控除した残額について、年利 14%以内の違約金を甲に請求することができる。
- 甲が前項の遅滞にあるとき、乙は契約の目的物の引渡しを拒むことができる。
- 甲が遅滞にあるとき、乙が自己のものと同じの注意をして管理してもなお契約の目的物に損害を生じたときは、その損害は甲が負担する。
- 甲の遅滞ののち、契約の目的物の引渡しまでの管理のため特に要した費用は甲の負担とする。
- 乙が履行の遅滞にあるとき、契約の目的物に生じた損害は乙の負担とし天災その他不可抗力などの理由によってその責を免れることはできない。
- 丙は乙に対し、甲が本契約により負担する一切の債務（代金債務のみでなく損害賠償債務を含む）につき、甲の支払いを保証し、連帯して履行の責任を負う。

## 第 9 条 (契約に関する紛争の解決)

- この契約書の各条項において甲乙協議して定めるものにつき協議が整わない場合には、甲又は乙は、当事者の双方の合意により選定した第三者又は建設業法による建設工事紛争審査会（以下「審査会」という。）のあつせん又は調停により解決を図る。
- 甲及び乙は、その一方又は双方が前項のあつせん又は調停により紛争を解決する見込みがないと認めたときは、前項の規定にかかわらず、仲裁合意書に基づき、審査会の仲裁に付し、その仲裁判断に服する。

## 第 1 0 条 (補則)

この契約書に定めのない事項については、必要に応じて甲、乙、丁協議のうえ定める。

## 第 1 1 条 (特約事項)